3　第一項の規定により光ディスクで届出を行う場合には、次の各号に掲げる事項を記載した書類を添えなければならない。

一　事業主の氏名又は名称

二　事業所の名称及び所在地

三　届出の件数

（基礎年金番号通知書の返付等）

第十六条　事業主は、第三条第一項本文又は第二項の規定によつて基礎年金番号通知書の提出を受けたときは、当該基礎年金番号通知書を確認した後、これを被保険者又は七十歳以上の使用される者に返付しなければならない。

（基礎年金番号通知書等の適正な取扱い）

第十七条の二　事業主は、第三条第一項本文若しくは第二項の規定により基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類の提出を受けたとき又は第八十一条第二項の規定により基礎年金番号通知書の送付を受けたときは、これらの書類を適正に取り扱わなければならない。

（育児休業等を終了した際の報酬月額変更の届出）

第十九条の二　法第二十三条の二第一項（法第四十六条第二項において準用する場合を含む。）に該当する被保険者又は七十歳以上の使用される者の報酬月額に関する法第二十七条の規定による届出は、速やかに、第十条第一項に規定する申出書に次に掲げる事項を記載した届書を機構に提出することによつて行うものとする。この場合において、被保険者が同時に協会の管掌する健康保険の被保険者であることにより、健康保険法施行規則第二十六条の二の規定によつて届書を提出するときは、これに併記して行うものとする。

一～四　（略）

五　その一週間の所定労働時間が同一の事業所に使用される通常の労働者の一週間の所定労働時間の四分の三未満である短時間労働者又はその一月間の所定労働日数が同一の事業所に使用される通常の労働者の一月間の所定労働日数の四分の三未満である短時間労働者であつて、法第十二条第五号イ及びロのいずれの要件にも該当しないものであるかないかの区別

2　（略）

（被保険者等の区別変更の届出）

第二十一条の三　（略）

2　（略）

3　事業主は、法附則第四条の六第二項被保険者であつた者が、特定減額特例対象者（法附則第四条の六第一項に規定する特定減額特例対象者をいう。）でなくなつた日前から引き続き同一の事業所に使用され当然被保険者となつた場合及び当然被保険者が、同条第四項の規定により同条第二項の規定による被保険者とみなされた場合は、当該事実があつた日から五日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を機構に提出しなければならない。この場合において、被保険者が同時に協会の管掌する健康保険の被保険者であることにより、健康保険法施行規則第二十八条の三第二項の規定によつて届書を提出するときは、これに併記して行うものとする。

一　氏名及び生年月日

二　住所（厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により被保険者に係る機構保存本人確認情報の提供を受けることができないときに限る。）

（基礎年金番号通知書の返付等）

第十六条　事業主は、第三条第一項又は第二項の規定によつて基礎年金番号通知書の提出を受けたときは、当該基礎年金番号通知書を確認した後、これを被保険者又は七十歳以上の使用される者に返付しなければならない。

（基礎年金番号通知書等の適正な取扱い）

第十七条の二　事業主は、第三条第一項若しくは第二項の規定により基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類の提出を受けたとき又は第八十一条第二項の規定により基礎年金番号通知書の送付を受けたときは、これらの書類を適正に取り扱わなければならない。

（育児休業等を終了した際の報酬月額変更の届出）

第十九条の二　法第二十三条の二第一項（法第四十六条第二項において準用する場合を含む。）に該当する被保険者又は七十歳以上の使用される者の報酬月額に関する法第二十七条の規定による届出は、速やかに、第十条第一項に規定する申出書に次に掲げる事項を記載した届書を機構に提出することによつて行うものとする。この場合において、被保険者が同時に協会の管掌する健康保険の被保険者であることにより、健康保険法施行規則第二十六条の二の規定によつて届書を提出するときは、これに併記して行うものとする。

一～四　（略）

五　その一週間の所定労働時間が同一の事業所に使用される通常の労働者の一週間の所定労働時間の四分の三未満である短時間労働者又はその一月間の所定労働日数が同一の事業所に使用される通常の労働者の一月間の所定労働日数の四分の三未満である短時間労働者であつて、法第十二条第五号イからハまでのいずれの要件にも該当しないものであるかないかの区別

2　（略）

（被保険者等の区別変更の届出）

第二十一条の三　（略）

2　（略）

（新設）